

福井県丹南広域組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成12年3月 3日条例第3号
改正 平成12年10月1日条例第9号
改正 平成17年10月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手續及び効果)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関しては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年越前市条例第34号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。